

公社債税制改正および「特定口座」に関するご案内

1. 「金融所得課税の一体化」とは

幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税するもので、具体的には、これまで株式投資信託などの投資商品と区別されていた公社債等に対する税制が見直しされるとともに、金融商品に関して損益通算できる範囲が拡大されています。

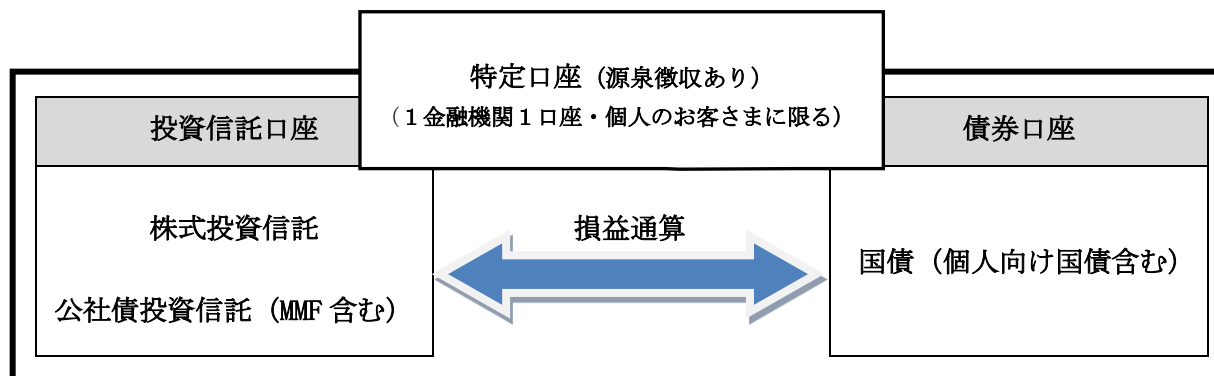
(1) 課税方式が統一されます。

公社債投資信託や国債の利子や分配金、売買・償還に係る課税方式が申告分離課税に統一されます。

公社債の課税方式	現行	改正後
売買損益	非課税 (MMF 除く)	申告分離課税 20.315% (復興特別所得税を含む)
利子・分配金	源泉分離課税 20.315%	
償還損益	総合課税 (雑所得)	

(2) 特定口座の対象範囲が拡大されます。

公社債投資信託や国債の利子や分配金、売買や償還に係る損益は、株式投資信託等の売買損益や分配金と損益通算できるようになります。さらに、特定口座での取り扱い対象となることにより、特定口座（源泉徴収あり）を選択すれば、利子・分配金も含んだ損益通算が特定口座内で行われ、確定申告を不要とすることもできます。



2. 「特定口座」とは

お客さまに代わって、当行が売買・償還に係る損益や利子・分配金を計算することにより、確定申告におけるお客さまの事務手続きの負担を軽減するための仕組みです。

(1) 「源泉徴収あり」口座を選択された場合は、原則として確定申告が不要となります。

当行が特定口座内の利子・分配金や売却益に対して源泉徴収を行い、お客さまに代わって納税いたしますので、お客さまご自身による確定申告を原則不要にすることができます。また、利子・分配金と売却損との損益通算も行いますので、損失が発生した場合は、徴収した税金の中から還付を行います。

(2) 平成27年中のお手続きが必要です。

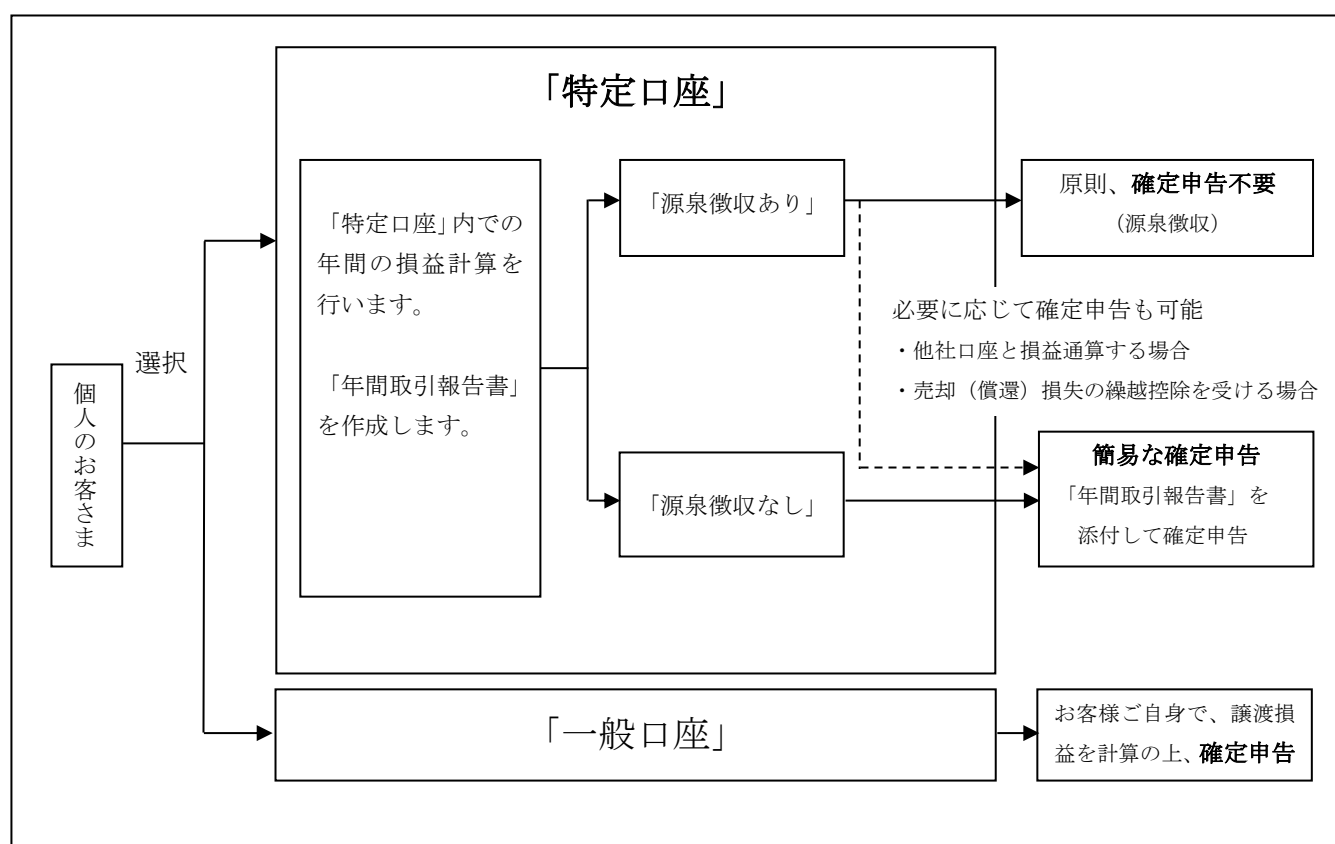
特定口座に預け入れることができる公社債は、原則として、その特定口座で購入されたものに限られます。ただし、経過措置により、平成27年中に特定口座を開設または特定口座への移行など所定のお手続きにより、平成27年12月末時点の公社債を、平成28年1月より特定口座に預け入れることができます。また、特定口座のご利用に関しての手数料は無料です。

(3) 「特定口座」は1金融機関に1口座です。

当行の複数のお取引店において、債券口座および投資信託口座をご利用いただいている場合は、お取引を同一店舗にまとめていただく必要があります。また、お届印や指定預金口座が異なる場合は、変更手続きも必要となりますのでご注意ください。

平成28年1月以降、公社債・公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る課税方式が申告分離課税に一本化されたことに伴い、確定申告が必要となる場合が生じます。

「特定口座」は、当行がお客さまに代わって、公共債や投資信託の償還・売買損益や利子・分配金を計算し、確定申告における事務手続きの負担を軽減するための仕組みです。



3. 「特定口座」へのお預け入れおよびお申込みについて

(1) すでに投資信託で「特定口座」をご利用いただいているお客さま

特定口座への移行に関する依頼書、包括告知書等をご記入のうえご提出ください。用紙等は当行窓口にてご用意しております。

※公社債税制改正に伴い「利子、配当等の受領者の告知制度」に基づく「包括告知書」の提出が義務づけられました。

(2) まだ、当行で「特定口座」をご利用いただいていないお客さま

特定口座開設に関する届出書、特定口座への移行に関する依頼書、包括告知書等をご記入のうえご提出ください。用紙等は当行窓口にご用意しております。

- (3) お申込みに際し、ご持参いただくもの
ご印鑑（お届印）、本人確認書類

※本人確認書類は、税法上の確認書類となりますので、運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、住民票（写し）、印鑑証明書等をご用意ください。ただし、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限の定めのないものについては6カ月以内に作成されたものをご提出ください。

詳細につきましては、最寄りの高知銀行にてご相談ください。

商 号：株式会社高知銀行
登録金融機関
四国財務局長（登金）第8号
加入協会：日本証券業協会